

参考資料2

1 宿泊税導入団体の状況について

※3都府県7市2町で導入済（令和7年4月現在）
※他にニセコ町（R6.11.1）、常滑市（R7.1.6）導入

課税団体	都道府県			市町村						R7.4.1開始
	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市	熱海市
導入時期	2002年 10月	2017年 1月	2020年 4月	2018年 10月	2019年 4月	2019年 11月	2020年 4月	2020年 4月	2023年 4月	2025年 4月
対象施設	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	熱海市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為
	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	上記課税標準の2％	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき ※うち県税50円	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が
免税点	1万円	7千円	なし	なし	5千円	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	200円	100円	200円
7千円～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	200円	100円	200円
1万円～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	200円	200円	200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	200円	200円	200円
2万円～5万円未満	200円	300円	200円	500円	500円	※2万円の場合 400円	500円	200円	500円	200円
5万円～	200円	300円	200円	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	500円	200円	500円	200円
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	同左	同左	同左 ※1	同左	同左 ※1 ※2	同左	同左	同左 ※1 ※2	同左 ※1 ※2 ※3
特別徴収 交付金	①納付された金額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％） 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内完納している時納期内完納額の2.5％ ②1か月でも納期内完納していない時 納期内完納額の2.0％ ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 納期内完納額の1.0％ （導入から5年間は特例措置として＋0.5％）	①納期限納入額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5％を加算）	①納期限納入額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％） 【交付上限額】 200万円	①納期限納入額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％） ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納している時納期内完納額の2.5％ ②1か月でも納期内完納していない時 納期内完納額の2.0％ ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 納期内完納額の1.0％ （導入から5年間は特例措置として＋0.5％）	①納期限納入額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5％を加算）	①納期限納入額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5％を加算）	①納期限納入額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％）	①納期限納入額の2.5％（導入から5年間は特例措置として＋0.5％）
補助金	※4									※4

- ※1 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童・生徒・引率者等
※2 宿泊を伴うスポーツ大会等に参加する児童・生徒・引率者等
※3 年齢 12 歳未満の者
※4 システム整備費補助金（既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築などを対象）補助率 1/2（上限 50 万円）、千円未満切捨て